

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	鈴 木 太 郎
同	藤 崎 浩太郎

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 8 年 4 月 28 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

1 出張旅費の支出金額について

本件請求において、請求人は、「政策経営局秘書部秘書課」の「副市長担当係長」（以下「当該職員」という。）が「令和 7 年 4 月 30 日」に行った出張について、「財務会計上の不当行為」があるとして、出張の経路から、「往路の JR 運賃の桜木町・小田原間の差引金「110 円」及び大阪メトロの往復「180 円」（片道「90 円」）合計「290 円」の損害をこうむっている。」と述べています。

また、請求人は、「往路は桜木町（横浜市内）から新大阪（大阪市内）までの乗車券を購入せず、横浜から小田原、小田原から新大阪（大阪市内）の乗車券を別々に購入して割高になった」、また、「大阪メトロは、「340 円」の運賃で済み、差額「90 円」を多く支払っている。」と記載しており、このことが、横浜市旅費条例「第 2 条「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」」に違反していると主張しています。

このことから請求人は、不当な出張経路により、旅費の支給金額に誤りがあると主張しているものと解されます。

横浜市旅費取扱いの手引き（令和7年3月改定版。以下「手引き」という。）では、「通常の経路」とは、ある区間を旅行する場合に、社会一般の者が通常利用する経路という意味」「最も経済的」というのは、通常の経路が2以上ある場合に最も費用の安い経路によって旅費を計算するという意味であり、単に運賃の比較だけではなく、旅行日数（日当、宿泊料等の所要額）や時間的コストも考慮して判断します」と記載されています。

本件においては、新横浜駅ではなく小田原駅から新幹線の乗車券を購入したことが、「最も経済的な通常の経路及び方法」に該当するかについて検討する必要があります。

まず、当該職員は、副市長の秘書として随行業務に従事しており、副市長の行程に合わせて小田原駅で合流したものと認められます。当該職員の業務の性質上、副市長と同行すること及び行程に合わせて移動することについては、何ら不自然な点はありません。また、副市長と当該職員の出発時刻に差が生じている点については、それぞれの自宅から集合場所である小田原駅へ向かったことによるものと解することができます。手引き上、出張命令における起点は勤務場所（桜木町）とされているものの、開庁時間外に職場へ立ち寄ったうえで出張先へ向かうことは、必ずしも合理的であるとはいえません。勤務場所を經由せずに自宅と出張先を往復するような出張については、社会通念上広く行われていることですので、出張前に勤務場所に立ち寄る業務上の必要性や終日の出張であること、就業時間外での移動となること等を踏まえると、経済性・効率性・有効性の観点からみても、職務の無駄を省き、職務に支障がないといえるため、市に損害が発生していると解することはできません。

以上を踏まえると、小田原駅からの乗車は、事情に照らし一定の合理性を有する経路選択であったと認められます。

さらに、新横浜から新大阪までの経路上に小田原があり、経路を大きく外れているようなこともないこと、及び随行業務の必要性を踏まえれば、本件経路は「通常の経路及び方法」に該当するものと判断できます。また、手引きにおいては、旅費の基準額の算定について、「地域の特殊性や業務の実態により、前述の算定方法により算定した基準額を上回る基準額を各区局において設定することも可能」とされています。この趣旨に照らせば、基準額を大幅に超過することは適当ではないものの、随行業務の実態に即し、合理的かつ必要な範囲において基準額を上回る支出が生じることについては、直ちに不適切なものとはいえません。随行業務を円滑に遂行するために要する時間的コストを考慮しても、本件における旅費の増額は相当な範囲内にとどまるものであり、通常要する旅費から著しく逸脱するものとは認められません。

そして、大阪メトロに係る差額についても、「通常の経路」とは、ある区間を旅行する場合に、社会一般の者が通常利用する経路」ですので、違法又は不当であるとは認められません。

したがって、本件で選択された経路は、当時の具体的事情の下において「最も経済的な通常の経路及び方法」と解することができ、横浜市旅費条例に違反するという主張は、違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。

なお、本件での出張ルートが合理的か否かの争点となる出張旅費の起点・終点の考え方については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の趣旨に合わせて、横浜市での取扱いも令和8年度から改正されており、起点・終点を自宅とした出張命令が可能となったため、当該事項が従前は慣習的に運用されてきたものである一方、現時点では規定として整理・明文化されていることも考慮されるべき観点です。

2 出張職員が私金で立替払いをすることについて

請求人は、「担当係長は、私金で立替えて公用の旅費を支出しており、「地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる。」と規定しており、地方公共団体の公務員には許可されていない私金による立替を行っており同項に違反した支出である。」と述べています。

しかし、法第232条の5第1項は「地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。」と規定しています。そのため、横浜市の支出は、横浜市の債務が確定し、支払義務が発生した後に、債権者のために支出することが原則となっており、支出命令書に記載された当該職員の本件運賃を含む本件出張に係る旅費の債権者は、当該職員であるから、横浜市の支出が債権者のためにされたと認めることができます。

以上のことから、本件旅費の支出は、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとはいえません。

なお、当該事項に関する監査委員の判断は、令和7年5月29日に決定し、横浜市報令和7年6月13日定期第201号にて公表されています。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。